知的財産管理技能検定２級厳選過去問題集（2027 年度版）をご購入いただいた皆様へ

第 55 回（2026 年 11 月実施）以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定２級厳選過去問題集（2027 年度版）の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 56 回	2027 年　3 月　7 日（日）	2026 年 9 月 1 日
第 57 回	－未定－	－未定－

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

関連する法律
農林水産省ホームページ 種苗法の一部を改正する法律（令和 8 年 7 月 17 日成立） URL ： https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/

情報更新日：2026 年 10 月 19 日

該当箇所	変更前	変更後
P209 問 113（解説） 選択肢ウ	育成者権の存続期間は，品種登録の日から 25 年（永年性植物にあっては 30 年）で終了します（種 19 条２項）。また，種苗法には，申請により存続期間を更新することができるという規定はありません。	育成者権の存続期間は，品種登録の日から 35 年（永年性植物にあっては 40 年）で終了します（種 19 条２項）。また，種苗法には，申請により存続期間を更新することができるという規定はありません。
P241 問 33（問題） 選択肢エ	エ　育成者権者以外の者が，品種登録の日から 35 年経過後に登録品種の種苗を生産する行為	エ　育成者権者以外の者が，品種登録の日から 45 年経過後に登録品種の種苗を生産する行為
P273 問 33（解説） 選択肢エ	育成者権の存続期間は，原則として品種登録の日から 25 年若しくは 30 年です（種 19 条２項）。したがって，品種登録の日から 35 年経過後の育成者権は消滅しているので，その後に当該育成者権に係る登録品種の種苗を育成者権者以外の者が生産したとしても，その行為には育成者権の効力は及びません。	育成者権の存続期間は，原則として品種登録の日から 35 年若しくは 40 年です（種 19 条２項）。したがって，品種登録の日から 45 年経過後の育成者権は消滅しているので，その後に当該育成者権に係る登録品種の種苗を育成者権者以外の者が生産したとしても，その行為には育成者権の効力は及びません。
P301 問 33（問題） 選択肢エ	エ　「品種Ａについての育成者権の存続期間は，永年性植物であるので品種登録出願の日から 30 年です。」	エ　「品種Ａについての育成者権の存続期間は，永年性植物であるので品種登録出願の日から 40 年です。」
P327 問 33（解説） 選択肢エ	育成者権の存続期間は，品種登録の日から 25 年（永年性植物にあっては 30 年）となります（種 19 条２項）。	育成者権の存続期間は，品種登録の日から 35 年（永年性植物にあっては 40 年）となります（種 19 条２項）。